

平成 28 年 10 月 20 日  
北海道北部風力送電株式会社

## 振替供給業務に係わる行動規範

### (総則)

1. 北海道北部風力送電株式会社（以下「当社」という。）の役員及び社員は、一般送配電事業者に対する振替供給を行う送電事業者としての当社業務の公共性に鑑み、この行動規範の制定の趣旨として、以下の事項を十分に理解し、行動します。

- ① 電気事業法（以下「法」という。）第二十三条第一項第一号及び第二号により、一般送配電事業者に対し以下が定められていること。

### (禁止行為等)

第二十三条 一般送配電事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 託送供給及び発電量調整供給の業務に関して知り得た他の電気を供給する事業を営む者（以下「電気供給事業者」という。）及び電気の使用に関する情報を当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること。
- 二 その託送供給及び発電量調整供給の業務その他の変電、送電及び配電に係る業務について、特定の電気供給事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えること。

- ② 法第二十七条の十二により、法第二十三条「禁止行為等」は、一般送配電事業者に対する振替供給を行う送電事業者である当社にも準用されること。

### (準用)

第二十七条の十二 第七条から第十一条まで、第十三条、第十四条、第二十二條、第二十三条、第二十七条第一項、第二十七条の二及び第二十七条の三の規定は、送電事業者に準用する。この場合において（中略）第二十三条第一項第二号中「、送電及び配電」とあるのは「及び送電」と、同項各号中「託送供給及び発電量調整供給」とあるのは「振替供給」と読み替えるものとする。

- ③ 上記法の関連条文を遵守する為のガイドラインとして、経済産業省及び公正取引委員会により平成 28 年 3 月 7 日付「適正な電力取引についての指針」（以下「ガイドライン」という。）が定められており、当該ガイドラインに則して、当社はこの行動規範を

自主的に制定するものであること。

(具体的な行動の指針)

2. 振替供給業務（別紙規程「振替供給業務に係わる業務規程」において定義を定める。以下同じ。）に関連して、当社の役員及び社員に求められる行動の指針は以下のとおりです。
- ① 当社の役員及び社員は、振替供給業務に関して知り得た電気供給事業者及び電気の使用者に関する情報（他の事業者が知り得た場合に当該事業者の行動に影響を及ぼし得る情報に限る。）を当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供することをしません。
  - ② 当社の役員及び社員は、その振替供給業務の変電及び送電に係る業務について、特定の電気供給事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えることをしません。
  - ③ 当社の振替供給業務の実施において遵守すべき項目を、別紙規程（「振替供給業務に係わる業務規程」）により定めます。

以上